水産庁	九五〇人
合計	二〇、四七一人

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）

区分	定員	備考
本省	三八、九四四人	
観光庁	二二〇人	
気象庁	五、〇〇七人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、三二八人	
合計	五八、六八〇人	

区分	定員	備考
本省	三八、八七七人	
観光庁	二一九人	
気象庁	五、〇三九人	
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、一七八人	
合計	五八、四九三人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和二年九月三十日までの間	三九、〇三八人

水産庁	九三七人
合計	二〇、七六三人

○国土交通省令第十九号

道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第八十六号）の施行に伴い、並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第三号及び第四号、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第三項第三号及び第四号並びに第五項第三号並びに第二条第二項第三号及び第四号並びに道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項第三号の規定に基づき、道路法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉